

砂子沢生活改善センター移転新築事業について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和2年7月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 事業の概要

(1) 事業の名称 砂子沢生活改善センター移転新築事業

(2) 目的

現在の砂子沢生活改善センター（以下、「旧センター」という。）は、地区住民の集会・レクリエーションをはじめとした生活全般の改善・向上を目的とし、研修、集会その他の活動の拠点として開設し、令和元年度には開設40年を迎えた。

今般、現施設の劣化や立地状況を勘案し、旧砂子沢小学校用地に新たな砂子沢生活改善センター（以下、「新センター」という。）を建て替えることとし、新センターが旧センターの地域振興の拠点としての役割を継承するものである。

砂子沢地区は、地域の気候を生かした「朝霧そば」など良質な蕎麦の生産地である。また、盛岡市がブランド化に取り組んでいるアロニアの生産地でもあり、生産から出荷作業を担うアロニア生産組合の活動拠点となっていることから、これら地域の特産物を活用した地域活性化、グリーンツーリズム※1の推進及び施設建設に当たっては、市産材、県産材の積極的な利用促進に努めるなどの地域振興に寄与することを期待するものである。

これらを踏まえ、市は、旧センターの建物性能や利用状況、担う役割などを勘案した上で、今後もセンター機能を地域振興の拠点として活用していくこととし、安全性の確保及び休館期間の解消などを踏まえ、旧砂子沢小学校敷地内（プール跡地）へ砂子沢生活改善センターを移転新築することとし、完成後は旧センターを解体することとした。

よって、優れた企画力、技術力を有する最適な提案を求めるため、設計施工を一括で選定する公募型プロポーザルを採用し、専門的知見を活用しようとするものである。

※1 グリーンツーリズム … 盛岡市のもつ緑豊かな自然、伝統文化などを通じて、市内の農村地域の人々と都市地域の人々の交流を促進し、農村地域の活性化に資するため、地域及び関係機関・団体が行うグリーン・ツーリズム交流事業

(3) 対象の概要

ア 建設施設（新センター）の概要

(ア) 建設予定地

a 所在地 盛岡市砂子沢第10地割65番地（旧砂子沢小学校跡地）

b 敷地面積

既存のプールなどを解体した跡地に建設するため、敷地分割により新たに敷地を設定する。

(イ) 建設予定建物

a 延べ面積 100㎡～150㎡程度

b 構造種別 木造平屋建

イ 解体施設（旧センター）の概要

(ア) 解体予定地

a 所在地 盛岡市砂子沢第10地割7番地1

b 敷地面積 973.70㎡

(イ) 解体予定建物

a 竣工年 1980年（昭和55年）

b 延べ面積 157.23㎡

c 構造種別 木造平屋建

(4) 業務の内容

新センター新築及び旧センター解体に係る次の業務

ア 設計業務（建築，電気設備，機械設備，外構，解体など）

イ 施工業務（建築，電気設備，機械設備，外構，解体など）

ウ 工事監理業務

エ 調査業務（現況測量，地盤調査など）

(5) 上限提案価格

設計業務，施工業務，工事監理業務の提案価格の合計は，51,000千円（消費税及び地方消費税含む。）とし，内訳は次のとおりとする。

ア 設計業務 6,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

うち新センター新築に係る設計費用は，4,200千円を上限とする。

イ 施工業務 42,800千円（消費税及び地方消費税含む。）

うち新センター新築に係る工事費用は、39,500千円を上限とし、旧センター解体に係る工事費用は、3,300千円を上限とする。

ウ 工事監理業務 2,200千円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 業務の概要

砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル要求水準書による。

(7) 完成期限

受注者は、原則として令和4年3月15日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務行程表の完了時期までに施設を完成させるものとする。

2 参加資格

本募集への参加資格については、次に定めるとおりとする。

なお、参加申込後、本資格を満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 参加者の構成

参加者は、設計業務、施工業務を行うことができる単独企業、または複数の者で構成される任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）とする。なお、単独で参加申込みする企業は、同時に他のコンソーシアム（企業連合）の一員となることはできないものとし、また、コンソーシアム（企業連合）の構成員が他のコンソーシアム（企業連合）の構成員として同時にプロポーザルに参加することはできないものとする。

ア コンソーシアム（企業連合）の構成員は、実施設計業務及び工事監理業務を担当する者、施工業務を担当する者からなるものとし、構成員数は2者までとする。

イ コンソーシアム（企業連合）の代表者には、新築工事の施工を担当する者を充てるものとする。

(2) 業務実施体制

業務実施体制は以下の体制とする。

ア 請負事業者は、設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者など」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

イ 実施設計業務の管理技術者と工事監理者は同一人とする。

ウ 実施設計業務において施工アドバイザーを配置することとし、施工アドバイザーは主任技術者などと同一人とする。

(3) 参加資格要件

ア 共通

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 役員などが、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (エ) 盛岡市から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (オ) 直近の国に納付すべき法人税, 消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税, 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

イ 設計業務及び工事監理業務の参加資格要件

- (ア) 令和元・2・3 年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者 建築関係コンサルタント業務甲の者であること。
- (イ) 平成 17 年 4 月 1 日以降現在まで、木造建築物の実施設計を行った実績を有すること。
(配置予定者の資格確認及び実績の評価は提案審査時に行うものとする。)

ウ 施工業務の参加資格要件

- (ア) 令和元・2・3 年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者 建築一式工事甲 A 又は甲 B の者であること。
- (イ) 平成 17 年 4 月 1 日以降現在まで、木造建築物の新築工事を元請けとして施工した実績を有すること。(配置予定者の資格確認及び実績の評価は提案審査時に行うものとする。)

(4) 配置技術者の資格要件

ア 設計管理技術者・工事監理者

- (ア) 一級建築士又は二級建築士の資格を有すること。
- (イ) 雇用期間を特に限定することなく継続して雇用されていること。
- (ウ) 本事業における主任技術者などと兼務しないこと。

イ 主任技術者など

(ア) 二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

(イ) 雇用期間を特に限定することなく申請日前3か月以上継続して雇用されていること。

3 担当部署

(1) 郵便番号 020-0878

(2) 住所 盛岡市肴町2番29号

(3) 担当課 農林部農政課

(4) 電話番号 019-626-7540

(5) ファクス 019-653-2831

(6) 電子メール E-mail : nosei@city.morioka.iwate.jp

4 資料の配布

(1) 配布資料

令和2年7月14日(火)から、盛岡市公式ホームページにおいて掲載する。

※ 事業者の皆さんへのページ

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/1021308/index.html>

(2) 閲覧資料

旧センターの設計図及び新築場所などの図面は、次により閲覧できる。

ア 閲覧できる資料

・旧砂子沢小学校（配置図，求積図，公図，物置設計図，教員住宅設計図）

・旧センター設計図

イ 場所 市肴町分庁舎3階 農林部農政課

ウ 期間 令和2年7月14日(火)から

エ 時間 9時から17時まで（土日祝日を除く）

5 質問の提出及び回答

質問がある場合は、質問書（様式10）を提出すること。

なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和2年7月14日(火)から7月21日(火)正午まで【必着】

(2) 質問方法

電子メールとする。

なお、電子メールの件名は、「砂子沢生活改善センター移転新築事業質問書」とすること。

(3) 質問への回答

令和2年7月27日(月)までに、盛岡市公式ホームページに掲載し公表する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

6 提出書類の作成及び提出

提出書類は砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル提出書類作成要領(様式集)に従い作成し、以下により提出する。

(1) 参加資格審査申請書

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書(様式1)
- (イ) 参加者構成概要表(様式2)
- (ウ) 会社概要書(様式3)
- (エ) 木造建築物新築工事等設計実績一覧表(様式4)
- (オ) 木造建築物新築工事等施工実績一覧表(様式5)

イ 提出方法

提出期間内に事務局に郵送(簡易書留又は書留)又は持参のこと。(郵送の場合は期日必着とする。)

ウ 提出期限

- (ア) 受付期間 令和2年7月14日(火)から令和2年7月31日(金)まで
- (イ) 受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝日を除く)

エ 提出部数

各1部

オ 参加資格確認の結果通知

参加資格の審査結果は令和2年8月4日(火)に発送する。

(2) 提案書

ア 提出書類

- (ア) 提案書提出書（様式6）
- (イ) 価格提案書（様式7）
- (ウ) 技術提案書（様式8）
- (エ) 配置予定技術者調書（様式9）
- (オ) 概略工程表（A3版任意様式）

イ 提出方法

提出期間内に事務局に郵送（簡易書留又は書留）又は持参のこと。（郵送の場合は期日必着とする。）

ウ 提出期限

- (ア) 受付期間 令和2年8月4日(火)から令和2年8月12日(水)まで
- (イ) 受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝日を除く）

エ 提出部数

正本各1部、副本各5部（副本は正本の写しとする）

7 提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

- (1) 日時 令和2年8月26日（水）非公開で実施する。

（場所などの詳細は、参加資格審査合格者に対し、後日、通知する。）

(2) 実施時間

1者につき25分程度

プレゼンテーション 15分以内

ヒアリング 10分以内

(3) 出席者

出席者は各3名以内とする。（ほか、パソコン操作としての最小限の同行者は可とする。）

(4) 留意事項

- ア 説明に当たっては、事前に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料により行うものとする。（パワーポイントソフト使用可）

イ 参加時に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。

8 選考に関する事項

受注者の選定は、「砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル審査基準」に定めるものとする。

9 留意事項

- (1) この応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例（平成 12 年条例第 51 号）に基づき、開示などを実施する場合がある。
- (3) 提出された提案書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出はできない。
- (5) 参加資格審査申請書提出後、辞退する場合は参加辞退届（様式 11）を提出すること。
- (6) 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (7) 配置予定技術者は、病休、退職などの極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (8) 天災その他止むを得ない事由により審査などが実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。